第3回品質保証検討会　議事録

1．日時　平成15年6月12日（木）　13:30～16:30

2．場所　日本電気協会　4階C，D会議室

3．出席者（敬称略，五十音順）

出席委員　：唐澤主査（東京電力），穴原（東京電力），今村（三菱重工），岩田（核燃料サイクル開発機構），齋藤（三菱電機），佐藤（四国電力），下川（日立製作所），首藤（電源開発），白崎（関西電力），鈴木（中部電力），清野（原子力安全・保安院），高橋（富士電機），中野（原子力発電技術機構），南條（東北電力），矢作（東芝），結城（原子力安全・保安院），吉岡（中国電力），渡邊（東京電力）

代理委員　：尾本（九州電力　花田代理），菅原（北海道電力　松村代理），關（日本原子力発電　濱田代理），辰巳（北陸電力 中川代理），宮口（ＩＨＩ　三枝代理）

オブザーバ：［分科会委員］大塚（関西電力），吉村（日本原燃）
［その他］伊東（三菱原子燃料），大石（東京電力），大澤（電気事業連合会），児玉（原子力安全・保安院），近藤（東京電力），藤原（三菱原子燃料），溝内（関西電力），南（内閣府原子力安全委員会事務局），米田（原子燃料工業）

事務局　：堀江，上山，国則（日本電気協会）

4．配付資料

資料No.3-1　第2回品質保証検討会　議事録（案）
資料No.3-2　JEAC4101原子力発電所における安全のための品質保証規程/JEAG4101同指針　改定案へのコメントと対応
資料No.3-3　品質保証作業会（建設・廃炉適用検討）　議事録（案）
資料No.3-4　第5回　品質保証分科会　議事録（案）
資料No.3-5　第10回　原子力規格委員会　議事録（案）
資料No.3-5-1　第10回原子力規格委員会終了後の飯塚分科会長コメント
資料No.3-6　JEAC4101-2003改定案に関する近藤委員長コメント
資料No.3-6-1　近藤委員長コメントへの対応検討結果
資料No.3-7　JEAC4101-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程（仮称）改定案

資料 No.3-8　JEAG4101 作成について

5．議事

(1) 定足数の確認と検討会委員の紹介

各委員が自己紹介の後，代理を含め委員 23 名全員出席で，定足（決議条件：委員人数の 3 分の 2 以上の出席）を満たしていることが確認された。

(2) 第 2 回品質保証検討会　議事録（案）について

本年 5 月 22 日に電子メールで委員に配信済みの，資料 No.3-1「第 2 回品質保証検討会議事録（案）」について，内容に問題なく正式な議事録とすることが承認された。

(3) JEAC4101/JEAG4101 改定案への検討会委員・分科会委員コメントと対応について

本年 5 月 22 日に電子メールで委員に配信済みの，資料 No.3-2「JEAC4101 原子力発電所における安全のための品質保証規程/JEAG4101 同指針　改定案へのコメントと対応」について，記載されている対応について問題のないことが確認された。

なお，継続審議事項となっている箇所については，最新の改定案を確認の上，必要に応じ再度事務局までコメントを連絡することとした。

(4) JEAC4101 改定案の建設段階・廃炉段階への適用検討結果について

資料 No.3-3 に基づき，本年 6 月 2 日開催の建設段階・廃炉段階への適用を検討する品質保証作業会の打合せ内容が紹介された。

(5) 第 5 回品質保証分科会・第 10 回原子力規格委員会での審議状況の報告など

資料 No.3-4，3-5，3-5-1 に基づき，第 5 回品質保証分科会，第 10 回原子力規格委員会での JEAC/JEAG4101 関連の審議状況と，その後の飯塚分科会長のコメントが紹介された。なお，検討の上反映すべき内容は，すでに JEAC 改定案に反映済みであることが，併せて紹介された。

(6) JEAC4101 改定案への委員長コメントについて

資料 No.3-6，3-6-1 に基づき，JEAC4101 改定案に対する委員長コメントおよび同コメントに対する対応検討結果が紹介され，合同作業会からの対応案の取り扱いは，分科会にはかり，保全規格に対する委員長コメント対応と歩調を合わせ対応する，ことが決議された。

(7) JEAC4101-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程（仮称）改定案について

資料 No.3-7 に基づき，最新の JEAC4101 改定案が紹介され，前回の版と比べた主な修正内容は以下のとおりであることが説明された。

- 0 章は「序論」とし基本的な考え方を本文に残し，それ以外は解説に移した。
- 1 章「目的」，4 章「品質マネジメントシステム」では，原子力安全や原子力安全の達成といった，類義語の重複を避けるよう修正した。
- 3 章「定義」では，前回の版では用語はすべて JIS Q 9000 に従うとしていたが，「品質保証」，「原子力安全」，「グレード分け」，「業務」，「調達」，「原子力施設」の用語の定義を追加した。

資料に関する主な議論の内容は以下のとおり。［(Q) 質問，(A) 回答，(C) コメント］

(Q) 0.6 項の「参考文献」として記載されている，JIS Z 9911 シリーズは，JIS Q 19011 に引き換えられる予定になっているがよいか？

(A) 現状のものを参考文献として位置付けているが，本文中で参照している 8.2.2 項「内部監査」の【解説 8.2.2】では，最新規格として JIS Q 19011 についても言及している。

(Q) 1 章「目的」で事業者を「組織」と読み替えた意図は何か？

(A) ISO 原文で使われている「組織」とすることで，理解しやすくなると考え，「原子力発電所の事業者」を「組織」と読み替えたものである。

(C) 原子力規格委員会へ上程する場合には，説明を分りやすくするために前回の版との比較表をつくるべきである。

資料 No.3-7 については，持ち帰りさらに内容を検討の上，コメントある委員は 6/18（水）午後 4 時までに事務局まで連絡することとした。

(8) JEAG4101 作成について

資料 No.3-8 に基づき，JEAG4101 の作成の方針提案の説明があった。議論の結果，この内容で 6/23（月）開催の第 6 回品質保証分科会に上程することと，この提案内容を踏まえた JEAG4101 を作成の上，検討会委員にはメールにて事前配信の上，分科会に中間

報告案として提出することの提案があり，採決の結果全員の賛成で承認された。

その他，資料に関する主な議論の内容は以下のとおり。[(Q) 質問，(A) 回答，(C) コメント]

(Q) 資料中の，「規制対象の活動との境界を明確にすることは困難」という文章はどういう意味か？

(A) この資料では(2)の方針を提案しているが，上記は(2)でなく(1)の方針とすると困難になるという意味である。

(Q) 省令と JEAC，JEAG の内容の関連をまとめる必要があるが，国の要求事項についてのスケジュールや内容は判明しているか？

(A) 保守管理規程に関する内容と併せた改正になるため時間を要しているが，前回の検査の在り方に関する検討会に提出された内容と，ほとんど変わらない内容になると思われる。

(C) No.3-8 の資料だけよりも，この提案内容を踏まえた JEAG4101 の改定案もあると説明や理解がしやすくなるので，併せて分科会に提出するのがよい。

(C) JEAG4101 の改定案は前回の分科会でも参考資料として提出しており，また，JEAC の説明を考えても，JEAG4101 改定案とパッケージで説明した方が，内容の過不足などの理解が深まるのでよい。

(9) その他

JEAG4101-2000 年版は，現在改定中の JEAC-2003 年版，JEAG-2003 年版と基準の定める範囲が異なるため 2003 年版発行後も当面並存することになるが，発行年度も含めた管理を行うことで 2003 年版も同じ 4101 という番号体系にするか，異なる番号体系にして明確に区別するかについては，最終的に 2003 年版完成時に決定することとし，それまで各社内（組織内）で議論することとした。

以　上